

社会福祉法人 清豊会 軽費老人ホーム
ケアハウス・ウエルガーデンコスモス

重要事項説明書

1. 施設法人概要

名称	社会福祉法人清豊会 ケアハウス ウエルガーデンコスモス
所在地	埼玉県鴻巣市袋 303-2
設立年月日	1996年11月27日
代表者氏名	理事長 吉田 典生
電話番号	048-548-8456
定員	50名

2. 職員状況

職名	配置数	勤務時間
施設長	1名	早番 7:00~16:00 日勤 9:00~18:00 宿直 18:00~7:00
生活相談員(不在時支援員が兼任)	名	
生活支援員	3名	
事務員兼生活支援員	1名	
栄養士	1名	

3. 居室・設備等

建物	鉄筋コンクリート5階建て
居室種類	・1人部屋 46室 ・2人部屋 2室
居室設備	・ミニキッチン・洗面所・トイレ・エアコン・インターホン ・内線・下駄箱・押入れ収納・スプリンクラー
共用設備	・食堂・大浴場・個浴・娯楽室・相談室・談話室(2階~5階) ・洗濯室(洗濯機、乾燥機)・ロビー

4 運営方針

施設の運営にあたって、高齢者の特性に配慮した住みよい住居を提供し、地域や家庭との結び付きを重視し、保健医療サービス又は福祉サービスとの連携に努めます。また、ご入居者の意思及び人格を尊重し、食事の提供、入浴等の準備、相談及び援助、自立した社会生活の便宜への供与、その他の日常生活上必要な便宜を提供することによりご入居者が安心して生き生きと明るく生活できるように万全を期することを運営方針とする。

5 施設が提供するサービス内容

(1) 食事の提供

1日3食、高齢者に配慮した食事を提供します。(食事時間は2部制です)

朝食	1部	7:20 ~ 7:40	2部	7:40 ~ 8:00
昼食	1部	11:20 ~ 11:40	2部	11:40 ~ 12:00
夕食	1部	17:00 ~ 17:20	2部	17:20 ~ 17:40

(2) 入浴の準備

大浴場は週5日以上決められた時間に入浴出来ます。

ヘルパー	13:00 ~ 13:45 (週2回)
男性	13:50 ~ 15:00
女性	15:05 ~ 17:00
個浴	使用時間は応相談 *別紙料金表有

(3) 緊急時の支援

疾病・負傷等若しくは火災等による緊急を要する事態が発生した場合は、必要に応じて医療機関や保証人・緊急連絡先へ連絡を行う等、必要な措置を迅速に講じます。

(4) 相談・助言

生活相談・介護サービス関係等の相談に応じます。

(5) 自主活動等の協力

趣味教養活動等に協力します。

6 利用料金及びその他の費用

- (1) 毎月の利用料金は、居住費・生活費・サービス提供費・冬季加算(11月~3月)の合算で国の定める基準に基づいた額とその他実費負担費によって成り立ちます。実費負担費とは居室で使用する水道光熱費・その他使用した実費負担サービス費等です。*料金表別紙有

- (2) 入居時には保証金をお預かりします。
- (3) 国の定める基準に改正もしくは変更が生じた場合、それに基づき改訂があります。
- (4) 支払方法は銀行振り込み、または自動送金となります。
- (5) 介護保険に伴う費用は、ご入居者の負担となります。

7 身元保証人

- (1) 入居するにあたり、身元保証人1名を定めていただきます。
- (2) 身元保証人は次の各号の責任を負うものとさせていただきます。
 - ・ご入居者が本契約に基づき施設に対して負担する債務について、連帯して保証すること。
 - ・契約解除又は契約終了の場合、ご入居者の状態に見合った適切な受け入れ先の確保に向けて協力すること。
 - ・退居の際の清算や残留物の引き取り、その他必要な措置をとること。
 - ・施設からの連絡や、本人の困りごとへの対応の協力をすること。

8 外泊や宿泊

- (1) ご入居者が外泊をする場合、事前に外泊届けが必要となります。
- (2) 当施設への宿泊は、ご入居者居室をご利用いただきます。ただし、宿泊はご家族または保証人の方のみとさせていただきます。

9 協力医療機関

- ・行田協立診療所

10 原状回復の義務

契約を解除又は終了したときは、原状回復費用を入居保証金より相殺します。

11 契約の解除

契約は30日間の予告を置いて解除することができます。緊急な場合には、身元保証人と協議し、30日未満の適切な期間内に解除することができます。

以下の場合、契約解除となります。

- ・不正の手段により入居した場合。
- ・利用料を3ヶ月以上滞納した場合。
- ・施設での生活が不適切となった場合。
- ・病気療養等で3ヶ月以上不在となった場合。
(但し、施設長判断によりこの限りではない。)

- ・ご入居者又は、身元保証人を含む関係者による施設及び施設職員へ過剰な要求やパワーハラスメント、セクシャルハラスメント、カスタマーハラスメント、暴力や人権を侵害する行為が認められ、施設から改めるよう求めた場合でも、改善がみられなかった場合。

12 介護保険サービス等の利用

身体状況の変化等によって日常生活上援助を必要になった場合は、各種介護保険サービスが利用できるよう、連絡調整等の必要な対応を行います。ただし、介護保険サービスの利用はあくまでもご入居者自身の判断で行うものとし、当施設は利用についての責任は問いません。なお、介護保険サービスの利用にかかる費用はすべて自己負担となります。

13 個人情報の保護

- (1) 法人及び職員は、職務上知り得たご入居者及びご家族に関する情報は正当な理由なく第三者に漏らすことはありません。守秘義務は契約期間終了後も同様です。
- (2) 当施設が取り扱うご入居者及びそのご家族等の個人情報については、サービスの提供以外の目的では原則的に使用しないものとし、介護サービス事業者や居宅介護事業者、病院との連絡調整等において、ご入居者やご家族の個人情報をを用いる場合にはそれぞれの同意をあらかじめ文書により得ます。

14 災害非常対策

- (1) 消火設備、非常放送用設備等、災害、非常時に備えて必要な設備を設けると共に非常災害等に対して具体的な防災計画・避難計画等をたて、ご入居者も参加した訓練を実施します。
- (2) 施設は、平常時の対応（必要な備蓄など）、緊急時の対応に関する業務継続計画を策案します。

15 業務継続計画の策定等

当施設は、感染症や非常災害の発生において、ご入居者に対するサービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定し、当該業務継続計画に従い、必要な措置を講じます。

16 ご入居者の処遇・身体拘束適正化

- (1) 施設は、ご入居者の処遇に当たっては、当該ご入居者又は他のご入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他ご

- 入居者の行動を制限する行為（以下、「身体拘束等」という。）を行いません。
- (2) 施設は、身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際のご入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録します。

17 事故発生時の対応について

- (1) 事故が発生した場合は、ご入居者の安全を第一とした緊急対応をいたします
- (2) 事故状況の把握について事故原因を把握するため、事故報告書の速やかな作成と防止対策の周知徹底を図ります。
- (3) 関係者への連絡について事故発生後は速やかに、ご家族・職員・行政・保健所等への報告を行うとともに必要な措置を講じます。
- (4) 事故防止検討委員会を設置し、定期的を開催します。

18 損害賠償

ご入居者に対してサービスを提供するにあたり、万が一事故が発生し、ご入居者の生命、身体、財産に損害が発生した場合は、不可抗力によるものを除き、速やかにご入居者に対して損害を賠償します。ただし、ご入居者に故意または過失が認められる場合には、施設は賠償責任を免除、または賠償額を減額されることがあります。

19 カスタマーハラスメント

以下の行為は禁止いたします。

- (1) 職員に対して行う暴言・暴力、嫌がらせ、誹謗中傷などの迷惑行為
- 例・個人への特別対応の要求、過大な要求や言いがかり
- ・同じ内容の不満や愚痴を何度も長時間話し職員を拘束する行為
 - ・「役に立たない」「対応が悪い」など人格を否定する言葉の暴力
 - ・大声で怒る、責める行為
- (2) パワーハラスメント、セクシャルハラスメントなどの行為
- (3) 職員の写真や動画撮影、録音等を無断でSNS等に掲載する行為

20 第三者による評価の実施

当施設は、第三者評価機関による評価を実施していません。

21 苦情受付について

相談・要望・苦情の窓口

電話番号 048-548-8456

受付時間 9時～17時まで

苦情受付担当者	大澤 善徳（生活支援員）
苦情解決責任者	安藤 秀樹（施設長）
第三者委員	埼玉県比企郡嵐山町古里 696-1 社会福祉法人 特別養護老人ホーム 武蔵野ユートピアダイアナクラブ TEL 0493-62-5891 堤 祐輝（施設長）
	鴻巣市袋町内自治会 TEL 090-4719-5476 石井 省吾（会長）
行政機関等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 埼玉県さいたま市浦和区針ヶ谷 4-2-65 TEL 048-822-1243 埼玉県運営適正化委員 ・ 埼玉県鴻巣市下忍 446 TEL 048-548-8991 地域包括支援センター吹上苑

22 当施設利用に関する留意点

当施設のご利用にあたり、「ウエルガーデンコスモスでの約束事」についてよく理解し、遵守をお願いします。

- ・ 居室及び共用施設、設備、敷地を本来の用途に従って利用してください。故意または重大な過失により滅失、破損、汚損若しくは変更した場合には、事故の費用により現状に復するか、または相当の代価をお支払いいただく場合があります。
- ・ 居室の保全、衛生、防犯、防火その他管理上の必要、及びご入居者に対するサービスの実施に必要があると認められる場合には、ご入居者の居室内に立ち入り、必要な措置を講じることとします。
- ・ 当施設内はすべて禁煙です。
- ・ 居室において、ろうそく、線香及び石油ストーブ等の火気の使用はできません。
- ・ 職員や他のご入居者に宗教活動、政治活動、営利活動や勧誘行為を行うことは固く禁止します。
- ・ 当施設は自立されている方の施設ですので、ご入居者の送迎や通院の付き添い、介助等はいりません。必要な場合はご家族や保証人の方に行ってもらいます。

令和 年 月 日

ケアハウス ウェルガーデンコスモスの入居にあたり、本書面に基づき重要事項を説明し、交付しました。

住所 埼玉県鴻巣市袋303-2

施設名 社会福祉法人 清豊会 ケアハウス ウェルガーデンコスモス

理事長 吉田 典生 印

説明者 印

私は、本書面に基づいてサービスの内容及び料金の支払い等の重要事項について説明を受け、その内容に同意の上本書面を受領しました。

<入居者本人>

氏名 印

<保証人>

氏名 印

(入居者との関係：)

<第二連絡者>

氏名 印

(入居者との関係：)